

4月1日(月)より

# 高浜市パブリックコメント条例が 施行されます

問合せ先 市役所行政グループ ☎52-1111(内線301) FAX52-1110  
電子メール gyosei@city.takahama.lg.jp

## 1.条例の目的

高浜市パブリックコメント条例は、高浜市自治基本条例がまちづくりの基本原則として規定する、市民参画の機会を保障するためのものです。

また、行政が政策などの案を公表することで、市民の皆さんとの情報共有を図るねらいもあり、協働によるまちづくりを実現することを目的としています。

## 2.パブリックコメントとは

市の政策、施策、事業などの立案の段階で、政策などの案の内容、趣旨などを公表し、広く市民の皆さんから意見を募り、提出された意見に対する考え方を公表する手続きです。

## 3.パブリックコメント実施の対象

パブリックコメント実施の対象は、次の①～③を制定・改廃する場合および④の場合です。

- ① 市の全般的な基本政策を定める計画、市の個別分野における施策の基本方針そのほか基本的な事項を定める計画
- ② 次に掲げる条例
  - ア)市の基本的な制度を定める条例
    - イ)市民の皆さんに義務を課し、または権利を制限する条例(金銭の徴収に関するものは除く。)
    - ウ)市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - ③ 市の基本的な方向性を定める憲章および宣言
  - ④ ①～③に掲げるもののほか、特に必要と認めるもの

## パブリックコメントの流れ

行政から  
政策などの案の  
作成・公表

- 【公表事項】
  - ・政策などの案の趣旨および概要
  - ・政策などの案に関連する資料
  - ・意見の提出期間、提出先、提出方法、そのほか意見の提出に必要な事項

市民の皆さんから  
意見の提出

- 【提出方法】持参、郵送、ファクシミリ、電子メールなど  
【提出期間】公表の日から2週間以上の期間

行政内で  
意見の考慮

- 【政策などの案に反映できる意見】意見に基づき案を修正  
【政策などの案に反映できない意見】反映できない理由や行政の考え方のとりまとめ

提出された  
意見に対する  
行政の考え方の  
公表

- 【公表事項】
  - ・提出された意見の内容
  - ・提出された意見に対する考え方
  - ・政策などの案にかかる修正の有無
  - ・政策などの案を修正したときは、その修正した内容
- 【公表方法】
  - ・市役所、いきいき広場などへ、広報やそのほかの書類を備え置く
  - ・ホームページへ掲載 など